

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 9 月 3 日（火）第546号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 1
- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 1
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（水産振興課取扱い） 2
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（鹿児島地域振興局取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 3

公 安 委 員 会 規 則

- 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（※）（生活安全企画課取扱い） 3
- 銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則の一部を改正する規則（※）（生活安全企画課取扱い） 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第648号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 6 年 9 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の四616番から621番まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第649号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 6 年 9 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	林内科胃腸科病院	鹿児島市武二丁目33番8号	令和6年8月3日から 令和9年8月2日まで
救急診療所	びろうの樹脳神経外科	志布志市有明町野井倉8041番地1	令和6年6月28日から 令和9年6月27日まで
救急診療所	中野脳神経外科	鹿児島市東開町3番地163	令和6年7月7日から 令和9年7月6日まで

鹿児島県告示第650号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和6年9月3日から同月17日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 発起人の住所及び氏名
南さつま市坊津町秋目744番地 今城雅彦
南さつま市坊津町秋目1032番地3 吉田和夫
南さつま市坊津町秋目744番地 今城良市
- 加入区
秋目加入区
- 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第651号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 9 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 作業の期間 令和6年8月26日から同年12月26日まで
- 作業の地域 鹿児島市桜島地区外

鹿児島地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 9 月 3 日

鹿児島地域振興局長 森哲志

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
子どもの家すくすくしえんせん	日置市伊集院町妙円寺二丁目72	社会福祉法人大湯福祉会	日置市伊集院町妙円寺一丁目64	湯山 康博	令和6年7月31日	児童発達支援

た一	番地 1		番地 1			
きっずスペース 2	いちき串木野市 曙町95番地 3	医療法人いとう 耳鼻科	いちき串木野市 曙町95番地	伊東小都子	令和 6 年 7 月 31 日	放課後等 デイサー ビス

鹿児島地域振興局告示第 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年 9 月 3 日

鹿児島地域振興局長 森哲志

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ニシムタファーム	日置市伊集院町 郡121番地 1	株式会社ニシム タ	鹿児島市与次郎 一丁目10番 1 号	西牟田敏明	令和 6 年 8 月 1 日	就労継続 支援 B 型
障がい者グルー プホームひまわ り	いちき串木野市 長崎町 1 番地 2	J E C 株式会社	いちき串木野市 曙町49番地 1	神村 裕之	令和 6 年 8 月 1 日	共同生活 援助

公 安 委 員 会 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第10号

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「第 8 条第 3 号」を「第11条第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第11号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表根拠の欄中「第 6 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に、「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に、「第24条第 1 項」を「第31条第 1 項」に、「第26条第 2 項」を「第33条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第98号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 9 月 3 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pラブ嬢 3 L 2 Y R 3	株式会社アムテックス	4P0838